

回 覧

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

浄化槽をお使いの皆様

吉見町水生活課長

浄化槽の適正な維持管理及び合併処理浄化槽への転換について

町の下水道事業の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、誠にありがとうございます。

合併処理浄化槽は、トイレ、台所、風呂及び洗濯などの生活雑排水をまとめて処理するもので、生活に欠かせない大変重要な施設です。

一方、単独処理浄化槽はトイレ以外の生活雑排水は処理できません。未処理の生活雑排水により周辺環境の悪化や水路及び河川等の汚染の原因となることがあります。

いずれの浄化槽についても、維持管理として保守点検、清掃及び法定検査の3点が浄化槽法で義務付けられています。別添のチラシを御覧いただき、適正な維持管理をお願いいたします。維持管理が不適正な場合、悪臭や害虫の発生等で近隣に迷惑をかけたたり、故障により多額の修繕費がかかることがあります。特に法定検査は認知度が低く、保守点検と混同されがちです。法定検査は保守点検とは別のものですので、御注意ください。また、既に実施されている方は、引き続き適正な維持管理をお願いいたします。

さらに、単独処理浄化槽をお使いの方は、合併処理浄化槽への転換を御検討いただきますようお願いいたします。町では合併処理浄化槽への転換を対象とした補助制度があります。補助制度の活用にあたっては諸々の条件がありますので、着工前に御相談ください。

お問い合わせ

吉見町水生活課下水道業務係 神田、清水
電話 54-1545（直通）

浄化槽の維持管理は適正に

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理するものです。微生物が活動しやすい環境を保つよう維持管理を行うことが大切です。浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃、法定検査の3項目に分かれますが、これらは浄化槽法で定期的実施することが義務付けられています。

正しい使い方と適正な維持管理を行えば、優れた処理能力を発揮しますが、誤った使用や維持管理が適正でないと、汚水が適正に浄化されないばかりか、故障により多額の費用を要したり、悪臭の発生等で近隣に迷惑をかけることとなります。

法律を遵守し、町内の水質保全のため、適正な維持管理を行ってください。

保守点検

- ・浄化槽の運転状況の点検や調整、修理、消毒薬の補充など（年3～4回）
 - 保守点検業者は、埼玉県のホームページで確認できます。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/hosyutenkenmeibo.html>
問い合わせ：東松山環境管理事務所 Tel.0493-23-4050

清 掃

- ・浄化槽内にたまった汚泥やスカムの抜き取りなど（年1回以上）
 - 清掃業者は、町で許可した以下の3社
(有)吉見清掃 0493-54-0586
(有)橋場商事 048-541-4111
高松商事(株) 048-541-4414

法定検査

- ・保守点検及び清掃が適正に行われているか、放流水の水質は良好であるかなど
浄化槽機能の総合診断（年1回）
 - 知事が指定した検査機関 (一社) 埼玉県環境検査研究協会
Tel.048-778-8700

保守点検と法定検査の違い

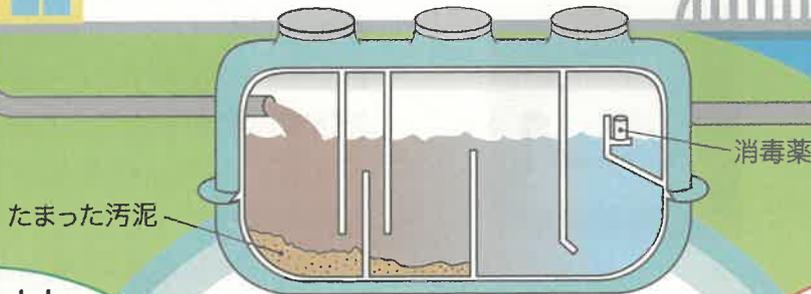
「保守点検」は、機器の調整・修理、消毒薬の補充等のメンテナンスです。
「法定検査」は、車に例えると「車検」にあたります。
車の車検で、排ガスなどが基準値に収まっているか検査するように、浄化槽の法定検査では、放流水の水質が基準を満たしているかなどを検査します。
内容が異なりますので、どちらも必要です。

浄化槽を正しく使って 我が家から川をきれいに



埼玉県マスコット
「コバトン」

家庭から出た
汚れを浄化槽の
微生物が食べて
きれいにして
いるね！



年1回以上
清掃

たまった汚泥※や
固形物の引抜き

※汚れをたくさん食べて重くなった
微生物など

浄化槽の機能を維持し、
川をきれいに保つための
浄化槽使用者の**3**つの義務

年3~4回※
保守点検

装置の点検・調整
消毒薬の補充など

※浄化槽の処理方式・人槽により
決まっています

毎年1回
法定検査

浄化槽機能の
総合診断

法定検査を受けなくてよいという業者は悪質な業者です。気を付けましょう。

浄化槽は微生物の働きで汚水を浄化し、きれいな上澄みを消毒して流しています。

法定検査・保守点検・清掃がきちんと行われないと浄化槽が機能を発揮できません。

法定検査・保守点検・清掃のお問合せ先は裏面をご覧ください。

埼玉県・市町村・埼玉県合併処理浄化槽普及促進協議会

浄化槽維持管理 Q & A



Q 水洗トイレを使用しています。下水道に接続されているのではないのですか。

A 水洗トイレ=下水道ではありません。浄化槽の場合は庭先などに2、3個のマンホールと送風機があります。



▲マンホール

▲送風機

Q 年1回以上必ず清掃する必要はありますか。

A 浄化槽にたまった汚泥は、長期間放置すると底部に固まったり、浄化槽の内部を破損させたりして、悪臭や害虫が発生し、周囲が不衛生な環境になります。また、取り除くのに多額の費用を要することがあります。

Q 法定検査は何のために行うのですか。

A 法定検査とは、総合的に浄化槽の機能診断を行い、最終的に水がきれいになったことを確認する検査です。



Q ○○会社をお願いしているのは法定検査ではないのですか。

A 法定検査を行う者は、保守点検や清掃を委託(依頼)している事業者とは異なります。お住まいの地域では(一社)埼玉県環境検査研究協会が指定されています。

なお、保守点検業者が検査のお申込みや採水を代行する制度もあります。詳細は(一社)埼玉県環境検査研究協会にお問い合わせください。

Q 法定検査の料金はいくらかりますか。

A 一般家庭用(10人槽以下)で5,000円です。
※消費税はかかりません。
※11人槽以上の場合は料金が異なります。(一社)埼玉県環境検査研究協会にお問い合わせください。

浄化槽についてのお問合せ、お申込み先

各市町村浄化槽担当課

吉 見 町
水 生 活 課

TEL 0493-54-1545

埼玉県

- 中央環境管理事務所 ☎048-822-5199
- 西部環境管理事務所 ☎049-244-1250
- 東松山環境管理事務所 ☎0493-23-4050

環境部水環境課 ☎048-830-3083
FAX 048-830-4773

- 清掃業者** 市町村ホームページまたは市町村の浄化槽担当課におたずねください。
- 保守点検業者** 県水環境課ホームページまたは環境管理事務所におたずねください。

法定検査のお申込み先
(一社)埼玉県環境検査研究協会
☎048-778-8700

